

広報いなざわ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市有料広告掲載に関する要綱（平成19年8月23日施行。以下「要綱」という。）第4条に定める広告の規格等について定めるもののほか、広報いなざわに掲載する広告に関する必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 市が発行する広報いなざわに広告を掲載する。

(広告の規格)

第3条 広報いなざわに掲載する広告の規格は、次のとおりとする。

種別	規格
1種広告	縦 270 ミリメートル×横 180 ミリメートル 4色刷り
2種広告	縦 134 ミリメートル×横 180 ミリメートル 4色刷り
3種広告	縦 134 ミリメートル×横 89 ミリメートル 4色刷り
4種広告	縦 45 ミリメートル×横 170 ミリメートル 4色刷り
5種広告	縦 45 ミリメートル×横 84 ミリメートル 4色刷り

(広告の掲載位置及び掲載枠数)

第4条 広報いなざわへの広告は、1種広告、2種広告及び3種広告は裏表紙に、4種広告及び5種広告は暮らしの情報の最下段に掲載し、掲載位置については、市長が決定する。また、市ホームページでも広報いなざわの掲載と併せて原則公開するものとする。

2 広報いなざわの1号当たりの掲載数は、次のとおりとする。

- (1) 裏表紙については、1種広告は1枠、2種広告は2枠、3種広告は4枠を限度とする。
- (2) 暮らしの情報の最下段については、4種広告は4枠、5種広告は8枠を限度とする。
- (3) 広報いなざわに広告を掲載する者（以下「広告主」という。）は、同一の広報紙においては、複数の広告を掲載することはできないものとする。

3 広告掲載の決定は、次のとおりとする。

- (1) 裏表紙については、一次募集では1種広告のみ募集し、期間内に応募がない場合は、二次募集にて1種広告、2種広告及び3種広告を募集する。広告掲載の申し込みが掲載枠数を超え、広告掲載希望者が複数ある場合は、一次募集においては抽選により決定し、二次募集においては、掲載枠の大きい者を優先し、それでも決定できない場合は、抽選により広告掲載者を決定する。
- (2) 4種広告及び5種広告においては、広告掲載の申し込みが掲載枠数を超え、広告掲載希望者が複数ある場合は、第1に掲載期間の長い者、第2に掲載枠の大きい者を優先し、それでも決定できない場合は、抽選により広告掲載者を決定する。

(広告の掲載料)

第5条 広告掲載料(消費税及び地方消費税を含む)は、次のとおりとする。

種別	月額	特典
1種広告	200,000円	同じ種別の広告を連続して6か月、一度に申し込みした場合は、6回目の掲載号の翌月号に1回無料で掲載
2種広告	100,000円	
3種広告	50,000円	
4種広告	30,000円	
5種広告	15,000円	

2 前項に定める広告掲載料は、月額とし、掲載期間は掲載申し込みがあった期間とする。

(広告掲載枠の仕様等)

第6条 広報いなぎわに掲載する広告の仕様等は、次のとおりとする。

(1) 1か月を1単位として募集する。

(2) 広告版下原稿の提出方法は、次に定めるとおりとする。

ア デジタルデータによる完全データ入稿とする。ただし、ファイル形式は次のいずれかとする。なお、文字についてはすべてアウトライン化するなどし、フォント環境に依存しないデータとする。

(ア) Adobe IllustratorCC に対応するEPS形式

(イ) Adobe PhotoshopCC に対応するPSD形式

(ウ) Adobe Acrobat Pro に対応するPDF形式

(エ) TIFF、JPGなどの汎用形式

イ 解像度は300dpiとする。

ウ 文字については、7ポイント以上相当のサイズとする。

エ 広告主以外の第三者が著作権を有する素材等を用いる場合は、事前に必要な手続を行い、許諾を得るものとする。

オ 線については、0.3ポイント以上の太さとする。

(広告の表現等の制限)

第7条 広告表現について、要綱に規定する事項のほか、ページデザインを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

2 割引券、引換券その他これに類するものは、掲載しない。

(市広報との区別)

第8条 次の表現については、利用者が市の情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

(1) 市作成の原稿と類似の色調及び字体を使用するもの

(2) 利用者が稲沢市の事業であると錯誤しやすいもの

(3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの

(広告の募集)

第9条 広告掲載の募集は、稲沢市と契約した広告代理店による募集、または市が直接募集する方法により行うものとする。広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

2 掲載枠に空きが生じた場合は、当該期間内の広告を随時募集するものとする。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。